

資料提供

令和6年11月21日

課名：食品生活衛生課

担当者：湯藤

内線：3102

直通電話：082-513-3104

牛乳の規格基準違反について

1 概要

令和6年11月20日(水)、東部保健所福山支所の収去検査において、株式会社カシワダイリンクス(神石郡神石高原町)の製造した牛乳が、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和26年厚生省令第52号)に規定された牛乳の成分規格(細菌数:50,000/ml以下)に適合しておらず、食品衛生法第13条第2項に違反していることが判明しました。

東部保健所福山支所は、11月20日当該製造者に対し、対象製品の回収を指示し当該施設の営業禁止処分を行いました。

なお、現在までに、健康被害の報告はありません。

2 製造者等

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 製造者 | 株式会社カシワダイリンクス |
| (2) 製造所所在地 | 神石郡神石高原町時安 5332-2 |
| (3) 屋号 | 株式会社 カシワダイリンクス |
| (4) 許可業種 | 乳処理業 |

3 対象製品

- | | |
|----------|---|
| (1) 商品名 | 相馬さんの牧場育ち牛乳 |
| (2) 内容量 | 900ml |
| (3) 形態 | 合成樹脂製 密封包装 |
| (4) 賞味期限 | 令和6年11月22日 |
| (5) 製造量 | 50本 |
| (6) 販売量 | 50本 |
| (7) 販売先 | 道の駅さんわ182ステーション(神石郡神石高原町坂瀬川 5146-2)
※店頭ポップによる周知を実施中。 |

4 違反内容

牛乳の成分規格違反(細菌数 51,000/ml)

5 違反となった原因

調査中

6 東部保健所福山支所の対応

- (1) 当該品の回収指示(11月20日 14時)
- (2) 営業禁止処分(11月20日 18時50分)
- (3) 施設への立入調査(11月21日 11時)

《報道機関へのお願い》

当該品をお持ちの方は、喫食しないように報道をお願いします。